

平成 21 年 12 月 15 日に、企業の農業参入の要件緩和など「平成の農地改革」とも呼ばれる新農地法が施行され、その 1 年後の平成 22 年 12 月に本書の第 1 版にあたる「企業のための農業参入の手続と申請書類作成の実務」を発行させていただきました。その後、平成 26 年 5 月に「新規農業参入の手続と農業生産法人の設立・運営」、平成 28 年 5 月に「改訂版 新規農業参入の手続と農地所有適格法人の設立・運営」、令和 2 年 5 月に、「3 訂版 新規農業参入の手続と農地所有適格法人の設立・運営」を発行させていただきました。

このようななか、農業界では、法改正とともに企業の新規参入がますます増え、参入した企業の本数は令和 6 年 1 月 1 日時点で 4,544 法人にまで達しました。平成 21 年の農地法改正前は 311 法人でしたので、参入法人数は 15 年でおよそ 15 倍にまで増加しています。

また、企業だけでなく個人の新規就農についても、平成 24 年度より、45 歳未満（2019 年度より 50 歳未満）の新規就農者に対して給付金が支給される「青年就農給付金制度（現：農業次世代人材資金）」が開始され、平成 24 年度の農業外からの新規就農者は前年の 2,100 人に対し 3,010 人、その後は毎年 3,500 人前後を維持し、令和 5 年は 3,830 人となりました。なかでも若年層の新規就農者の増加が顕著にみられました。

さらには、従来からある農業（農作物の生産販売＝第一次産業）だけにとどまらず、加工販売、レストラン、サービス業等を含めた、いわゆる農業の 6 次産業化も進み、法制度面でも、平成 22 年の六次産業化法施行、各種の支援策も創設されました。

加えて、平成 28 年 4 月より、農地を所有できる農業生産法人が農地所有適格法人へと名称が変わり、その要件も大幅に緩和され、特に出資規制が緩和されることで、6 次産業化を含めた農業ビジネス事業体の出現、増加が見込まれます。このように、今、農業を取り巻く環境は大きく変わりつつあります。

一方、農地・農業に関する法制度体系は、複雑でわかりにくく、情報も限られています。このことが、新規に農業参入したいと考える企業の方、個人の方にとっても、まだまだ大きな障害になっているとも感じます。

本書では、今後ますます増えるであろう農業参入について、これまでの書籍の内容を最新の法令にあわせて修正するとともに、主に法制度面から農業参入後の運営・経営にも役立てていただけるよう、認定農業者制度、六次産業化法、農薬取締法、食品衛生法、有機JAS制度等についても言及しています。

農業参入を考える企業担当者の方、個人で新規就農を目指す方はもちろん、これらの手続きを行う専門家、申請を受ける官公署関係の方にもご活用いただけるよう、根拠条文、根拠通知等の提示に心がけ、各種書式も多数掲載しております。

本書により、農業参入、新規就農が適切に進み、皆さま方の経営の発展、地域の発展、ひいては日本農業の発展の一助になりましたら幸いです。

令和8年4月

行政書士 田中康晃

# Contents

## 序章 農業を取り巻く最近の動向

### 第1節 新規就農者の推移

- 1 農外からの新規農業参入企業の増加 ..... 16
- 2 農外からの若年新規参入者数の増加（個人）..... 18

### 第2節 その他の農業に関する動向

- 1 国家戦略特区から構造改革特区（全国展開）へ ..... 21
  - (1) 農業委員会と市町村の事務分担 ..... 21
  - (2) 農地所有適格法人の要件緩和 ..... 21
  - (3) 農家レストランの農用地区域内設置容認 ..... 21

## 第1章 農業参入手続の基礎知識

### 序節 農業参入への第一歩

～農業を始める前にまず必要なこと

- 1 事業プランを立てる ..... 24
- 2 作物を選ぶ ..... 25
- 3 農地確保 ..... 28
- 4 農地法の許可手続 ..... 29

## 第1節 農地法に関する基礎知識

1 農地法の許可とは？	30
2 農地とはどのような土地のことをいうのか？	33
3 どこに許可を申請すればよいのか？	41
● 市町村農業委員会	42
4 許可を得るために必要な条件（許可要件）	42
(1) 全部効率利用要件	43
(2) 農地所有適格法人要件	45
(3) 農作業常時従事要件	45
(4) 地域との調和要件	47

## 第2節 農地所有適格法人に関する基礎知識

1 農業法人と農地所有適格法人	50
(1) 農業法人の定義	50
(2) 農地所有適格法人の定義	51
(3) 農地所有適格法人の許可とは？	52
2 農地所有適格法人の要件	54
(1) 法人の組織形態要件	54
① 農事組合法人	55
② 株式会社	60
③ 持分会社	62
(2) 事業要件	64
① 主たる事業	64
② 農業関連事業	65

(3) 構成員要件 .....	67
① 農地の権利提供者（農地法第2条第3項第2号イロハニ） ..	68
② 農作業委託農家（農地法第2条第3項第2号へ） .....	69
③ 農業の常時従事者（農地法第2条第3項第2号ホ） .....	69
(4) 役員要件 .....	71
① 農作業 .....	71
② 使用人 .....	72
③ 代表者 .....	72

### 第3節 平成21年改正農地法に関する基礎知識 （農地所有適格法人以外の法人による農地 賃借規制の緩和）

1 概要 .....	74
2 平成21年改正農地法による農地賃借等の権利を取得する ための要件 .....	75
(1) 要件1 使用賃借による権利または賃借権の設定であること （農地法第3条第3項柱書） .....	75
(2) 要件2 解除条件付きの契約であること （農地法第3条第3項第1号） .....	76
(3) 要件3 地域において適切な役割分担を担うこと （農地法第3条第3項第2号） .....	77
(4) 要件4 継続的かつ安定的に農業経営を行うと見込まれること （農地法第3条第3項第2号） .....	78
(5) 要件5 業務を執行する役員が常時従事すること （農地法第3条第3項第3号） .....	78

3 農地の利用状況の報告 .....	79
(1) 勸告 .....	80
(2) 許可取消し .....	83

## 第4節 役所・官公署に関する基礎知識

1 農業委員会 .....	85
(1) 概要 .....	85
(2) 役割 .....	85
(3) 組織 .....	87
2 市町村役所（市町村役所の農村振興課、産業振興課、 農林水産課等）.....	88
3 農業普及指導センター .....	88
4 都道府県農業委員会ネットワーク機構（旧都道府県農 業会議） .....	89
5 農業協同組合 .....	89
6 農地中間管理機構 .....	89

## 第2章 農業参入手続の実践

### 第1節 農業参入の3つの方法

1 新規に法人を設立し農地所有適格法人化する方法 ..	92
(1) 概要 .....	92
(2) メリット .....	93

(3) デメリット .....	94
2 既存の法人を農地所有適格法人化する方法 .....	94
(1) 概 要 .....	94
(2) メリット .....	94
(3) デメリット .....	95
3 平成 21 年改正農地法を活用して農業参入する方法 .....	95
(1) 概 要 .....	95
(2) メリット .....	95
(3) デメリット .....	96
4 3つの方法の選択 .....	96

## 第 2 節 新規に法人を設立して農業参入する方法

1 手続きの流れ (全体像) .....	98
2 基本構想の立案 .....	100
(1) 営農類型の検討 .....	100
① 営農類型の検討 .....	100
② 地域の特性に合わせる .....	101
③ 販売先を想定する .....	101
(2) 売上目標の設定 .....	102
(3) メンバーの選定 .....	102
(4) 営農計画書案としてまとめる .....	103
3 農地の確保 .....	103
(1) 農地確保の方法 .....	103
(2) 農地確保の注意点 .....	104
(3) 農地の権利移転に関する契約について .....	105

(4) 農地確保のポイント .....	106
4 詳細計画の作成（地域や官公署等との事前協議） .....	107
(1) 作付計画の作成 .....	107
① 栽培品目についての調査 .....	108
② 作付計画案の作成 .....	108
③ 作付計画の仕上げ .....	108
(2) 工数表（人員計画）の作成 .....	108
(3) 設備投資計画の作成 .....	111
(4) 収支計画の作成 .....	111
(5) 定款案の作成 .....	116
(6) 営農計画書としてまとめる .....	116
(7) 地域や官公署との事前協議 .....	117
(8) 営農計画書の役割 .....	118
① 法令記載事項の基礎資料としての役割 .....	118
② 添付書類としての役割 .....	120
③ 裏付け資料としての役割 .....	121
5 申請書類の作成・確認 .....	133
(1) 農地法第3条第1項の許可申請に関する法令・規則・判例・ 通知等の確認 .....	133
① 許可申請全般に関する法令・規則・判例 .....	133
② 申請書記載事項に関する法令・規則・通知 .....	135
③ 申請書添付書類に関する法令・規則・通知 .....	154
(2) 申請書、添付書類の作成 .....	155
① 書類の作成 .....	155
② 申請書、添付書類の事前確認 .....	156

6 新規法人設立 .....	157
(1) 定款の作成 .....	157
① 絶対的記載事項 .....	158
② 相対的記載事項 .....	158
③ 任意的記載事項 .....	158
(2) 農地所有適格法人（株式会社形態）の定款で注意すべき箇所 .....	158
① 目 的 .....	158
② 本店所在地 .....	160
③ 発起人の氏名または名称 .....	160
④ 株式譲渡制限の定め .....	161
⑤ 譲渡制限株式の相続人等に対する売渡請求 .....	161
⑥ 種類株式の発行、発行可能株式総数 .....	162
⑦ 設立時取締役、代表取締役 .....	163
⑧ 取締役の員数 .....	163
⑨ 事業年度 .....	163
(3) 定款の認証 .....	176
① 定款への署名または記名押印、収入印紙の貼付 .....	176
② 定款の認証 .....	176
(4) 設立時発行株式に関する事項の決定 .....	177
(5) 出資金の払込み .....	179
(6) 設立登記申請 .....	180
① 設立登記申請書の作成 .....	180
② 添付書類の作成 .....	182
③ 印鑑届出書の作成 .....	187
④ 申請用紙の作成 .....	187

⑤ 設立登記申請 .....	190
7 農地法第3条第1項許可申請.....	190
(1) 申請書、添付書類の仕上げ.....	190
(2) 農地の権利移転に関する契約書の締結 .....	191
(3) 申請書、添付書類の提出（申請）.....	199
8 農業委員会会議への出席 .....	199
9 農地法第3条第1項の許可 .....	199

### 第3節 既存の法人を農地所有適格法人化する方法

1 手続き.....	202
2 手続上の留意点 .....	202

### 第4節 平成21年改正農地法を活用して農業参入する方法

1 手続き.....	204
2 手続上の留意点 .....	204
3 申請書、添付書類に関する法令規則 .....	205

## 第3章 農業法人の運営

### 第1節 農業参入後の法手続

- 1 各種の届出 ..... 214
- 2 農地所有適格法人の報告 ..... 216
- 3 農地所有適格法人以外の法人の場合の報告  
(農地法第3条第3項) ..... 224

### 第2節 認定農業者

- 1 認定農業者制度 ..... 228
- 2 農業経営改善計画の作成 ..... 228
  - (1) 法令規則等の確認 ..... 229
  - (2) 基本構想の確認 ..... 229
  - (3) 農業経営改善計画の作成 ..... 230
- 3 認定の基準 ..... 233
- 4 認定農業者になろう ..... 234

### 第3節 農業の6次産業化

- 1 農業の6次産業化 ..... 236
  - (1) 「農業の6次産業化」とは ..... 236
  - (2) 六次産業化・地産地消法 ..... 237

## 第4節 農薬に関する基礎知識

1 概要	243
2 農薬の安全性確保のしくみ	243
3 農薬取締法	244
(1) 定義	244
(2) 登録制度	245
(3) 使用に関する規制	249
(4) 罰則規定	255
4 食品衛生法	257
(1) 農薬の残留基準	257
(2) ポジティブリスト制度	258
(3) 法令順守の注意点	258

## 第5節 有機JAS制度

1 概要	262
2 有機JAS制度	275
(1) 有機JAS制度のしくみ	275
① 登録認証機関の登録	275
② 認証事業者の認証	275
③ 認証事業者の調査	275
④ 認証事業者による格付け	275
(2) 監視体制	276
(3) 有機JAS認証取得の方法	276
① 登録認証機関	277

②	認証基準の確認 .....	277
③	申請書類の作成、提出 .....	278
④	書類審査 .....	278
⑤	実地検査 .....	278
⑥	判 定 .....	279
⑦	認証書の交付 .....	279
⑧	認証取得後 .....	279

# 序 章

## 農業を取り巻く最近の動向

本書は、農業参入に関する書籍ですので、主として「これから農業を始めよう」とお考えの方に向けて、その手続きと運営等について解説をさせていただきます。本題である「農業参入手続」については、第1章以降に詳しく解説させていただくとして、まず、あらためて皆さまが取り組もうと考えている新規農業参入の現状について、解説していきたいと思ひます。



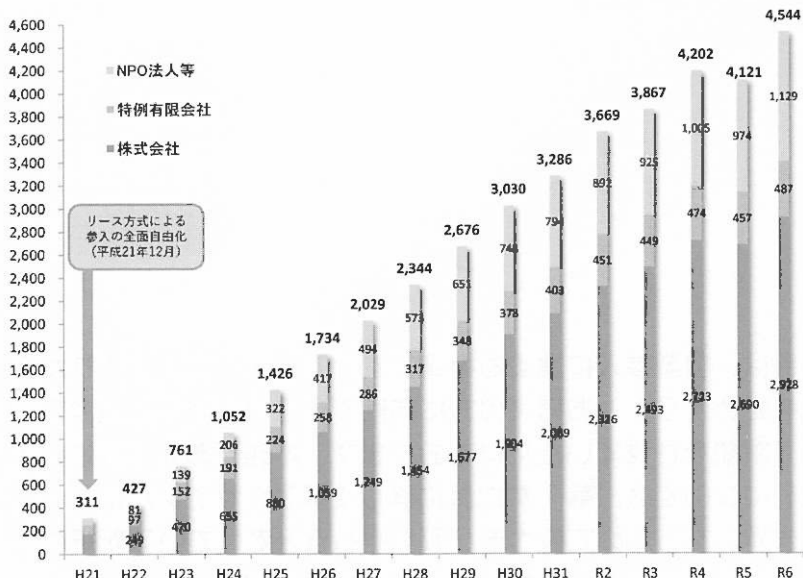
# 新規就農者の推移

## 1 農外からの新規農業参入企業の増加

平成 21 年に農地法の改正があり、企業（法人）の農業参入のハードルが大きく下がりました。これ以降、令和 6 年 1 月までに、4,544 社の企業（法人）が、新たに農業を始め、地域の農業の担い手としても、着実に広がり、定着しつつあります。

ちなみに、改正前の企業（法人）の参入数は平成 21 年 12 月までで 311 社と、改正後の増加が顕著にみられます。

●一般法人の農業参入の動向（農林水産省のホームページより）



注 1：令和 5 年調査から集計方法を変更したことに伴い、実績を精査。

注 2：法人数は延べ数（複数市町村で貸借している場合は、市町村ごとに計上）。

## ●農業参入したリース法人の件数（都道府県別）

令和6年1月1日時点

ブロック	都道府県	件数 (基準時点においてリース方式で農業を継続していた法人に限る)	
北海道	北海道	107	107
東北	青森県	76	446
	岩手県	60	
	宮城県	36	
	秋田県	42	
	山形県	67	
	福島県	165	
関東	茨城県	155	1,551
	栃木県	74	
	群馬県	103	
	埼玉県	263	
	千葉県	131	
	東京都	26	
	神奈川県	115	
	山梨県	210	
	長野県	201	
北陸	静岡県	273	203
	新潟県	115	
	富山県	22	
	石川県	33	
東海	福井県	33	352
	岐阜県	93	
	愛知県	170	
近畿	三重県	89	641
	滋賀県	27	
	京都府	111	
	大阪府	77	
	兵庫県	270	
	奈良県	66	
中国四国	和歌山県	90	709
	鳥取県	72	
	島根県	64	
	岡山県	138	
	広島県	143	
	山口県	67	
	徳島県	28	
	香川県	45	
愛媛県	86		
九州	高知県	66	490
	福岡県	137	
	佐賀県	25	
	長崎県	58	
	熊本県	79	
	大分県	79	
	宮崎県	48	
沖縄	鹿児島県	64	45
	沖縄県	45	
合計		4,544	4,544

資料：農林水産省経営局調べ

※件数は延べ数（複数市町村で貸借している場合は、市町村ごとに計上）。重複を除いた場合は、3,995 法人。

※石川県は災害の影響により報告できない市町を含む。

## ② 農外からの若年新規参入者数の増加 (個人)

平成24年より、45歳未満(2019年度より50歳未満)の新規就農者に対して、給付金が支給される「青年就農給付金制度(現:農業次世代人材資金)」が始まりました。この制度には、「準備型」「経営開始型」と呼ばれる2つのタイプがあり、どちらも独立自営就農をする事等を条件に、研修期間最大2年(準備型)、就農後最大5年(経営開始型)の最大計7年間にわたり、年間最大150万円の給付金が支給されるものです。

雇用、新規自営、新規参入者を含む、すべての新規就農者数は、平成23年58,120人、令和5年43,460人となっていますが、これを新規参入者でみると、2,100人から3,830人へと大きく増加しております。

### ●新規就農者数

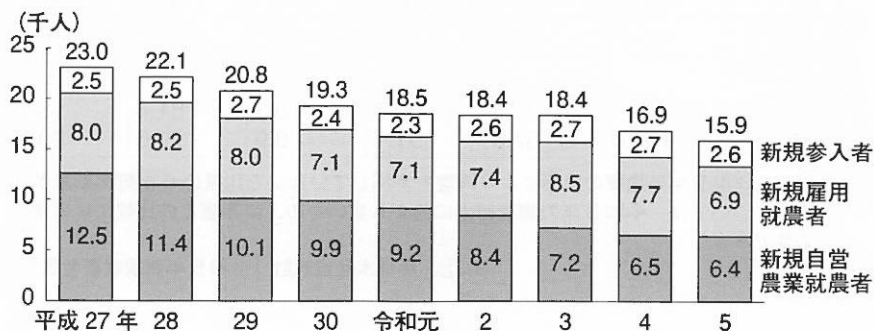
単位:人

区分	計	就農形態別						
		新規 <sup>※</sup> 自営農業就農者		新規雇用就農者		新規参入者		
		49歳以下	49歳以下	49歳以下	49歳以下	49歳以下	49歳以下	
平成23年	58,120	18,600	47,100	10,460	8,920	6,960	2,100	1,180
平成27年	65,030	23,030	51,020	12,530	10,430	7,980	3,570	2,520
28	60,150	22,050	46,040	11,410	10,680	8,170	3,440	2,470
29	55,670	20,760	41,520	10,090	10,520	7,960	3,640	2,710
30	55,810	19,290	42,750	9,870	9,820	7,060	3,240	2,360
令和元	55,870	18,540	42,740	9,180	9,940	7,090	3,200	2,270
2	53,740	18,380	40,100	8,440	10,050	7,360	3,580	2,580
3	52,290	18,420	36,890	7,190	11,570	8,540	3,830	2,690
4	45,840	16,870	31,400	6,500	10,570	7,710	3,870	2,650
5	43,460	15,890	30,330	6,420	9,300	6,880	3,830	2,590

※ 農家世帯員で調査期日前1年間の生活の主な状態が「学生」から「自営農業への従事が主」になった者および「他に雇われて勤務が主」から「自営農業への従事が主」になった者

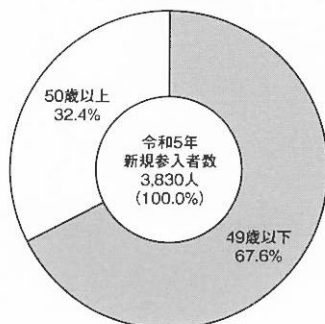
これまでの新規就農者は、ほとんどが農家の子息（新規自営就農者）でしたが、農家出身ではない農外からの就農者（新規参入者）の割合も、少しずつ大きくなってきています。今後もこの傾向は続くものと思われます。

### ● 49歳以下の新規就農者数の推移（就農形態別）



注：千人単位で表記し、表示単位未満を四捨五入しているため、合計値と内訳の計は一致しない場合がある。

### ● 年齢別新規参入者数



●経営の責任者・共同経営者別、男女別新規参入者数

単位：人

区分	計	経営の責任者 ・共同経営者別			男女別	
		49歳以下	経営の 責任者	共同 経営者	男	女
令和4年	3,870	2,650	3,470	400	3,150	720
5	3,830	2,590	3,490	340	3,050	770
増減率(%)	△1.0	△2.3	0.6	△15.0	△3.2	6.9
構成比(%)						
令和4年	100.0	68.5	89.7	10.3	81.4	18.6
5	100.0	67.6	91.1	8.9	79.6	20.1

注：令和6年能登半島地震の影響により調査を実施していない石川県の6市町の新規参入者数については、令和5年の調査結果に含まれないため、前年値との比較には留意が必要である。

以上、農林水産省統計「令和5年新規就農者調査」



## その他の農業に関する動向

### 1 国家戦略特区から構造改革特区（全国展開）へ

国家戦略特区とは、国が特区内において規制改革をすすめ特区をモデル地域として指定するもので、平成28年9月に農業においては兵庫県養父市等がモデル地域として指定されました。

その後、令和5年9月に構造改革特区へ移行され、養父市以外の市町村においても、全国的に利用することが可能となりました。特区においては、以下のように農地法等の規制緩和が行われています。

#### (1) 農業委員会と市町村の事務分担

市町村と農業委員会の同意に基づき、市町村内全域の農地について、農地法3条1項本文に掲げる権利の設定または移転に係る農業委員会の事務の全部を市町村長が行うこととされています。

#### (2) 農地所有適格法人の要件緩和

役員の過半が農業の常時従事者でかつその過半が農作業に従事するという要件だったものを、農作業に従事する役員が一人いれば、農地所有適格法人と同様の扱いとするものです。

#### (3) 農家レストランの農用地区域内設置容認

同一市町内で生産される農畜産物またはそれを原材料として製造加工したものの提供を行う農家レストランについて、農業用施設として、農業者が農用地区域内に設置することを可能とするものです。

さらに今後の提案としては、農地所有適格法人のさらなる要件緩和として、

- ① 農業者以外の議決権を 1/2 以上にする
- ② 農業以外の売上高が 1/2 以上でも認める  
等が挙げられています。

## ◎ 著者略歴 ◎

### 田中 康晃（たなか やすあき）

田中やすあき行政書士事務所 行政書士  
合同会社エースクール 代表社員

1972年4月29日生まれ。明治大学法学部法律学科卒。

一部上場企業を経て、2006年3月に田中やすあき行政書士事務所設立。以来、企業の農業参入や農業生産法人設立等、農業分野に関する手続代行やコンサルティングを専門とする。

2012年6月合同会社エースクールを設立。神戸市で企業として農業参入を行い、農業経営、経営分析とともに、新規就農を考える方向への農業塾の運営を行う。その他、毎日テレビニュース VOICE、読売テレビ報道番組、TBS「私の何がいけないの」にて農地専門家として出演、神戸新聞、農業専門誌等、メディアにも多数出演している。

ホームページ

<https://agrisupport.jp>（田中やすあき行政書士事務所）

<https://aschool.info>（合同会社エースクール）